

国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第9条)</p> <p>第2章 俸給(第10条―第19条)</p> <p>第3章 給与の特例等(第20条・第21条)</p> <p>第4章 諸手当(第22条―第43条)</p> <p>第5章 規程の実施(第44条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第7条 第21条、第33条及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、これらに対する地域手当の月額、管理職手当、初任給調整手当、特勤勤務手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)及び特勤勤務手当に準ずる手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)の月額(国立大学法人東京農工大学育児休業・介護休業等規程(以下「育児・介護休業等規程」という。))に基づき育児短時間勤務又は介護短時間勤務をしている職員にあっては、第42条第4項第1号に定める算出率を乗ずる前の額の合計額を、1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4章 諸手当</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第9条)</p> <p>第2章 俸給(第10条―第19条)</p> <p>第3章 給与の特例等(第20条・第21条)</p> <p>第4章 諸手当(第22条―第43条)</p> <p>第5章 規程の実施(第44条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第7条 第21条、第33条及び第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、これらに対する地域手当の月額、管理職手当、初任給調整手当、特勤勤務手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)及び特勤勤務手当に準ずる手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)の月額(国立大学法人東京農工大学育児休業・介護休業等規程(以下「育児・介護休業等規程」という。))に基づき育児短時間勤務又は介護短時間勤務をしている職員にあっては、第42条第3項第1号に定める算出率を乗ずる前の額の合計額を、1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4章 諸手当</p>	<p>第42条の第2項及び第3項をまとめたことによる項の繰り上げの改正(過去の改正漏れ)</p>

(管理職手当)

第23条 (略)

2 前項に規定する職員の管理職手当の月額は、当該職員に適用される俸給表の別並びに当該職員の属する職務の級及び適用区分に応じ、表(1)及び表(2)の手当額欄に定める額とする。

(表は省略)

職務の級	適用区分	手当額
10級	I種	139,300円
9級	I種	130,300円
	II種	104,200円
8級	I種	117,100円
	II種	94,000円
	III種	82,200円
7級	(新規追加)	
	II種	88,500円
	III種	77,400円
	IV種	66,400円
6級	II種	83,100円
	III種	72,700円
	IV種	62,300円
	V種	51,900円
5級	(新規追加)	
	III種	69,400円
	IV種	59,500円
	V種	49,600円

(管理職手当)

第23条 (略)

2 前項に規定する職員の管理職手当の月額は、当該職員に適用される俸給表の別並びに当該職員の属する職務の級及び適用区分に応じ、表(1)及び表(2)の手当額欄に定める額とする。

(表は省略)

職務の級	適用区分	手当額
10級	I種	139,300円
9級	I種	130,300円
	II種	104,200円
8級	I種	117,100円
	II種	94,000円
	III種	82,200円
7級	I種	<u>106,000円</u>
	II種	88,500円
	III種	77,400円
	IV種	66,400円
6級	II種	83,100円
	III種	72,700円
	IV種	62,300円
	V種	51,900円
5級	II種	<u>82,500円</u>
	III種	69,400円
	IV種	59,500円
	V種	49,600円

管理職手当適用区分I種及びII種の適用職務の級の対象を増やす改正

4級	IV種	55,500円
	V種	46,300円

(表は省略)

3・4 (略)

(期末手当)

第38条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第21条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員(第4項第2号に定める職員を除く。)についても同様とする。

2～5 (略)

(勤勉手当)

第39条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績(教育職俸給表の適用を受ける職員にあっては、前年度実施したその者の業績評価結果。以下この条において同じ。)に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第21条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員(前条第3項第2号に定める職員を除く。)についても同様とする。

2～4 (略)

4級	IV種	55,500円
	V種	46,300円

(表は省略)

3・4 (略)

(期末手当)

第38条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第4項第2号に定める職員を除く。)についても同様とする。

2～5 (略)

(勤勉手当)

第39条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績(教育職俸給表の適用を受ける職員にあっては、前年度実施したその者の業績評価結果。以下この条において同じ。)に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(前条第3項第2号に定める職員を除く。)についても同様とする。

2～4 (略)

成年後見人等に係る欠格条項を見直すため、該当する条文を削除する改正

成年後見人等に係る欠格条項を見直すため、該当する条文を削除する改正

附 則 (令和5年1月1日経規程第68号)

この規程は、令和5年1月1日から施行する。